氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、熊本労働局の関係労働者を代表する者園田立児の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 25 年 11 月 15 日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、熊本労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。
3　推薦締切日　平成25年11月26日
4　推薦書及び添付書類提出先　熊本労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 15 日

埼玉労働局長　代田　雅彦

第４号中「１時間832円」を「１時間842円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 15 日

埼玉労働局長　代田　雅彦

第４号中「１時間836円」を「１時間846円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 15 日

埼玉労働局長　代田　雅彦

第４号中「１時間847円」を「１時間857円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 15 日

埼玉労働局長　代田　雅彦

第４号中「１時間845円」を「１時間857円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県各種商品小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 15 日

埼玉労働局長　代田　雅彦

第４号中「１時間802円」を「１時間810円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県自動車小売業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 15 日

埼玉労働局長　代田　雅彦

第４号中「１時間847円」を「１時間857円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 15 日

岡山労働局長　上市　貞満

第４号中「１時間745円」を「１時間756円」に改める。

山口労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 15 日

山口労働局長　山口　　晃

第４号中「１時間820円」を「１時間833円」に改める。

山口労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 15 日

山口労働局長　山口　　晃

第４号中「１時間748円」を「１時間760円」に改める。

山口労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成23年山口労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 15 日

山口労働局長　山口　　晃

第４号中「１時間795円」を「１時間806円」に改める。

徳島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 15 日

徳島労働局長　樋野　浩平

第４号中「１時間780円」を「１時間788円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月21日から効力を生ずる。